

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和2年1月16日 ～ 令和7年1月15日 (5年間)

2 内容

地域において子どもの健全な育成のための活動等を行うNPO等
への労働者の参加を支援するなど、子ども・子育てに関する
地域貢献活動の実施

〈 対 策 〉

令和	2 年	3 月	～	検討会の設置
令和	2 年	5 月	～	関係機関の調査
令和	2 年	7 月	～	関係機関との情報交換
令和	3 年	4 月	～	活動実施の開始